

指 示

平成23年5月12日

福島県知事 殿

平成23年（2011年）福島第一及び第二
原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長
内閣総理大臣

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

平成23年4月21日付け指示により、関係市町村長が設定した警戒区域内において生存している家畜については、当該家畜の所有者の同意を得て、当該家畜に苦痛を与えない方法（安楽死）によって処分すること。

公 示

平成23年5月12日

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態発生日時 平成23年3月11日 16時36分
	発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内において生存している家畜が、当該家畜の所有者の同意を得て、苦痛を与えない方法（安楽死）によって処分されること。

NGO Life Investigation Agency
申請済